

令和5年度要介護等認定に関するお知らせ

1 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定事務の今後の取扱いについて

令和4年10月14日付の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて」（厚生労働省老健局老人保健課）において、要介護・要支援更新申請時の臨時的取扱いについて、以下のとおり通知されました。

- ・原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り適用できることとし、令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常どおり更新認定を実施する。
- ・各市町村の判断により、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者について、臨時的な取扱いを適用することは差し支えない。

本市においては、令和2年度以降、更新申請全件に対する臨時的取扱いの適用割合が高い状態が続いており、訪問調査件数及び審査件数の急激な増加を回避するため、段階的に臨時的取扱いの適用件数を減らしていく方向で考えております。より具体的には、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者については、申出書（別紙参照）により、やむを得ない事情があると認められる場合に限り、更新申請の際に臨時的取扱いを適用することを可能とし、令和6年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常どおり更新認定を実施するものとしします。

2 要介護等認定調査委託への協力をお願い

現在、更新申請及び区分変更申請に対する認定調査の一部について、入所先の介護保険施設や近隣の居宅介護支援事業者へ委託しています。今後の認定申請数の増加に伴う、認定調査件数の増加に対応するため、認定調査委託にご協力ください。

(1) 居宅介護支援事業者への委託

対象の被保険者に対する居宅介護支援を行っている居宅介護支援事業者への委託をお願いすることもございますが、その際は、担当の介護支援専門員以外の方が認定調査を実施するようお願いいたします。

(2) 千葉市と委託契約を締結する際の委託料（1件当たり・税込）

①居宅介護支援事業者 4,840円 ②介護保険施設 2,420円

(3) 認定調査は、居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員で、市・県が実施する認定調査員新規研修を修了している方が実施可能です。

3 主治医意見書予診票の活用について

主治医意見書は、適正な要介護認定にあたり、十分な記載内容及び迅速な作成が求められています。

要介護等認定申請の際に、予診票を主治医へ提出することで、申請者の日常生活状況等をより正確に把握する助けとなりますので、ぜひご活用ください。

(1) 予診票 別紙 1 (A4 両面印刷)

(2) 配付方法

- ①認定申請時に配付する（介護保険室窓口での配付及びケアマネジャーから案内）
- ②医療機関受診時に配付する
- ③ホームページに掲載

https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenkanri/form_download-service.html

4 介護サービスを利用する生活保護受給者の65歳到達時における認定申請手続きの お願い

介護サービスが必要となった生活保護受給者が40歳以上65歳未満の場合、生活保護の介護扶助により、介護サービスを利用します（いわゆる「みなし2号被保険者」）。その後、みなし2号被保険者が65歳に到達すると、介護保険の第1号被保険者になることから、改めて要介護認定の申請が必要となりますが、申請書が提出されていない事例が見受けられます。申請は65歳到達の60日前からできますので、みなし2号被保険者と契約している場合は、認定手続きもれのないようご注意ください。

なお、この申請に基づく認定は、訪問調査等を経ることなく職権で行い、認定有効期間は原則6か月となります。